令和6年度 自主防災組織育成短期コース

地域防災行政

(課題と対応)

総務省消防庁 国民保護・防災部 地域防災室



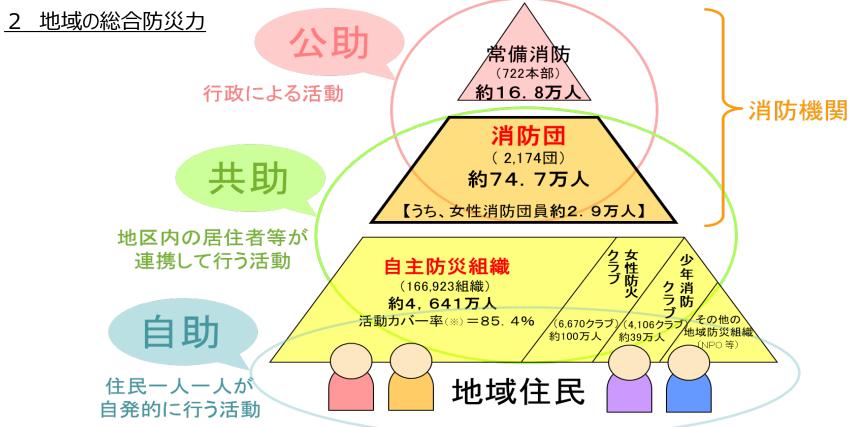
<目次>

- 1 地域における消防防災体制
- 2 自主防災組織の法的位置付け等
- 3 自主防災組織等に関する施策
- 4 自主防災組織の活動事例

1 地域における消防防災体制

消防団を中核とした地域防災力

- 1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年12月法律第110号)
 - 目的・理念等:消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資する
 - 基本的施策
 - (1)消防団の強化:消防団への加入促進(公務員の消防団員との兼職の認め・職務専念義務の免除)、
 - 消防団活動の充実強化施策(処遇・装備・教育訓練の改善等)
 - (2) 地域における防災体制の強化



令和5年4月1日現在 (消防団は令和6年4月1日現在)

公助の限界

<平成7年 阪神・淡路大震災>



道路まで崩れた建物

〈平成23年 東日本大震災〉



津波来襲の1週間後のまち

〈平成28年 熊本地震〉



崩落した橋

近年発生した主な災害とその被害

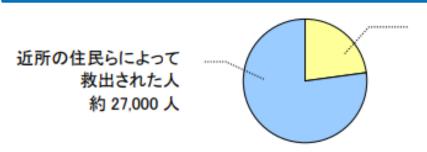
2 17020702		被害の状況			
年月日	災害名	死者・ 行方不明者	負傷者	建物等の被害	
			只肠日	全壊	半壊
平成 23.3.11	東日本大震災	22,312	6,242	122,006	283,160
平成 23.8.30~平成 23.9.5	台風第 12 号	98	113	380	3,159
平成 26.8.20	豪雨(広島土砂災害)	77	68	179	217
平成 28.4.14及び 4.16	熊本地震	273	2,809	8,667	34,719
平成 30.6.28~平成 30.7.8	平成 30 年 7 月豪雨	271	449	6,783	11,342
平成 30.9.6	北海道胆振東部地震	43	782	469	1,660
令和 1.10.10~令和 1.10.13	令和元年東日本台風	108	375	3,229	28,107
令和 2.7.3~令和 2.7.31	令和 2 年 7 月豪雨	88	82	1,627	4,535
令和 3.7.1~令和 3.7.14	令和 3 年 7 月 1 日 からの大雨	29	12	59	119
令和 3.8.7~令和3.8.23	令和3年8月の大雨	13	17	45	1,234
令和4.9.17~令和4.9.20	令和4年台風第14号	5	161	17	248
令和4.9.22~令和4.9.24	令和4年台風第15号	3	16	7	1,826

出典:「令和5年版防災白書」(内閣府)から抜粋

大規模災害時は、行政機能が麻痺 行政(公助)だけでは被災者の十分な支援が困難

自助・共助の重要性(阪神・淡路大震災における救助の状況)

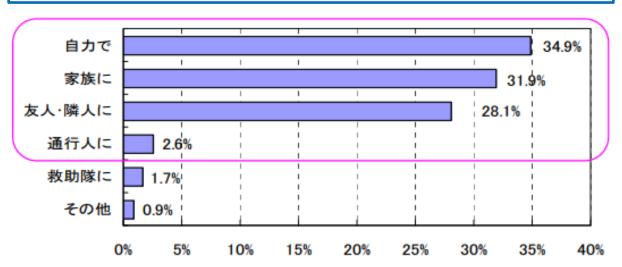
阪神・淡路大震災における救助者数の対比



消防、警察、自衛隊によって 救出された人 約8,000人

出典:「大規模地震災害による人的被害の予測」(河田恵昭 自然災害科学第16巻第1号)

生き埋めや閉じ込められた際の救助の主体

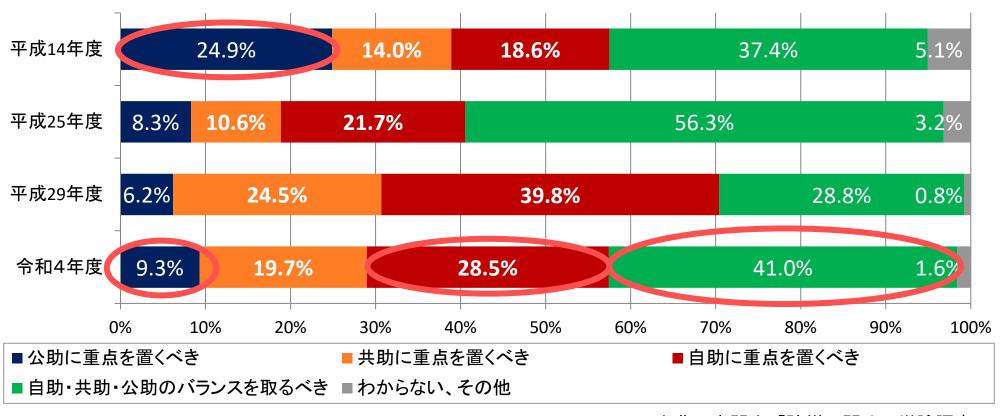


出典:「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書(神戸市内、標本調査)」(日本火災学会)

多くの人が自力で又は周囲の人により救助 自助・共助による防災活動が重要

防災に関する国民の意識の変化



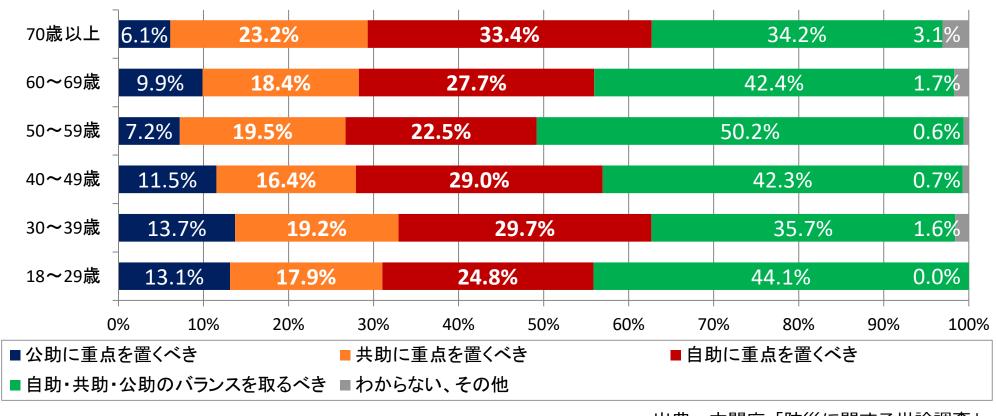


出典:内閣府「防災に関する世論調査」

最も多い回答は「自助・共助・公助のバランスを取るべき」 平成14年(2002年)と比べると、「公助」から「自助」に重点が移行

防災に関する国民の意識の変化

国民が重点を置くべきだと考えている防災対策



出典:内閣府「防災に関する世論調査」

年齢が高まるにつれて、「公助」の割合は減少 いずれの世代も4割以上は「自助」又は「共助」に重点

2 自主防災組織の法的位置付け等

自主防災組織の法的位置づけ

〇災害対策基本法 (昭和36年法律第223号 (抄))

(基本理念)

- 第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。
 - 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び<u>自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう</u>。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(市町村の責務)

第5条 <u>市町村長は</u>、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び<u>自主防災組織の充実を図る</u>ほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第8条 (略)

2 <u>国及び地方公共団体</u>は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に<u>次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u> 十三 <u>自主防災組織の育成</u>、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国 民の自発的な防災活動の促進に関する事項

〇消防組織法(昭和22年法律第226号(抄))

(消防庁の任務及び所掌事務)

- 第4条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。
- 2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

(教育訓練の機会)

第52条(略)

2 <u>国及び地方公共団体</u>は、<u>住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進</u>のため、<u>当該防災組織を構成する者に対し、消防に</u> <u>関する教育訓練を受ける機会を与える</u>ために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 **9**

自主防災組織の法的位置づけ

〇消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号(抄))

(基本理念)

第3条 <u>地域防災力の充実強化</u>は、住民、<u>自主防災組織</u>、消防団、水防団、地方公共団体、国<u>等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要</u>であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、<u>自主防災組織等の活動を活性化する</u>こと等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行わなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第6条 住民、<u>自主防災組織</u>、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、<u>相互に連携を図りながら協力しなければならない。</u>

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

第18条 <u>市町村は</u>、消防団が<u>自主防災組織</u>及び女性防火クラブ(女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。)、少年消防クラブ(少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。)、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織(以下「女性防火クラブ等」という。)<u>の教育訓練において指導的な役割を担う</u>よう<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)

第19条 <u>国及び地方公共団体は、自主防災組織</u>及び女性防火クラブ等<u>に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準</u> <u>的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行う</u>ものとする。

(市町村に対する援助)

第20条 <u>国及び都道府県</u>は、市町村が行う<u>自主防災組織</u>及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援 するため必要な援助を行うものとする。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要 (平成25年12月~)

第1章 総則

- 目的:消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1条~3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務など(4条)
- 防災活動への参加に係る住民の努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する、住民、<u>自主防災組織</u>、消防団、地方公共団体、国等の関係者相互の連携協力義務(6条)

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

〇 災害対策基本法上の市町村地域防災計画における、地域防災力の充実強化に関する事項についての策定・実施に関する努力義務、 災害対策基本法上の地区防災計画を定めた場合の、地域防災力を充実強化するための具体的な事業計画の策定義務など(7条)

第3章 基本的施策

第1節 消防団の強化等

- 消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため必要な国及び地方公共団体の措置義務(8条)
- 〇 消防団の強化に関する具体的措置
 - ・消防団への加入の促進のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(9条)
 - 公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - 事業者・大学等の協力(11条・12条)
 - ・消防団員の処遇の改善のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(13条)
 - ・消防団の装備の改善及び消防の相互応援の充実のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(14条)
 - ・消防団の装備の改善に対し必要な国及び都道府県の財政上の措置に関する努力義務(15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善及び標準化等のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(16条)

第2節 地域における防災体制の強化

- 防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等に関する市町村の努力義務(17条)
- <u>自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置に関する市町村の努力義務(18条)</u>
- <u>自主防災組織等</u>に対する国及び地方公共団体の援助(19条・20条)
- 学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興ために必要な国及び地方公共団体の措置義務(21条)
- ※施行:公布日(平成25年12月13日) ただし、地区防災計画関係は平成26年4月1日、兼職に関する特例は公布から6月を経過した日

3 自主防災組織等に関する施策

自主防災組織の現状

1 自主防災組織の現況(令和5年4月1日現在)

組織数 16万6,923団体 人員 4,641万1,078人

- 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を 行っている組織
- 主に町内会・自治会等の規模で、地域に住んでいる住民により、設置・運営
- 〇 大規模災害時に行政機関による公助が困難な場合、自助・共助の機能を発揮

2 活動内容例

(1)平常時

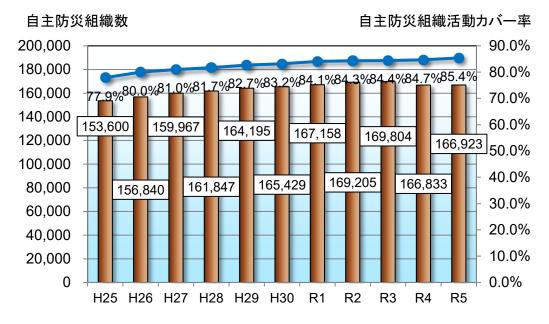
- •防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

(2)災害発生時

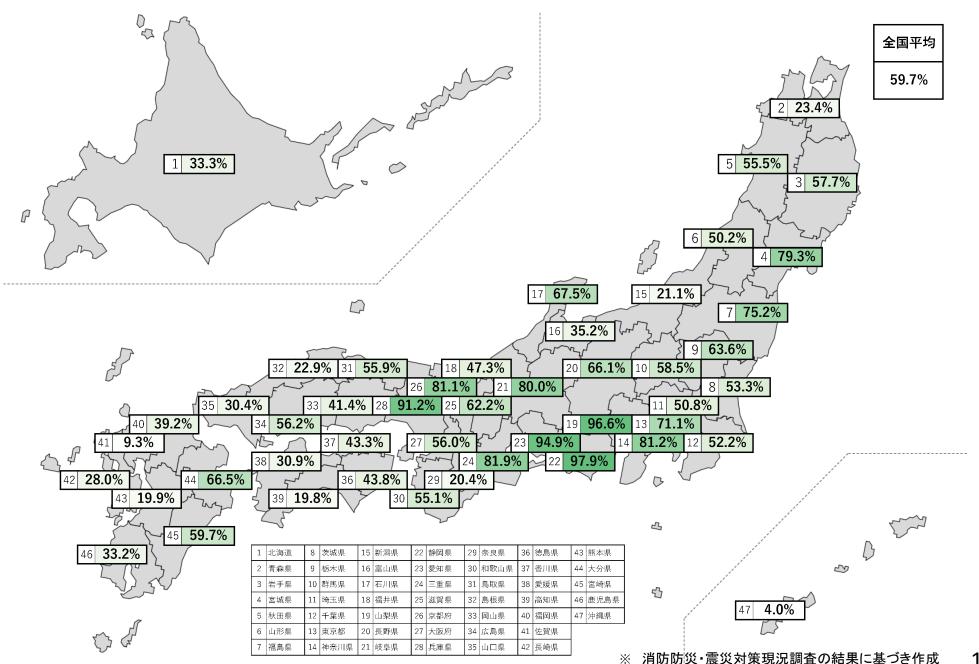
- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- •避難誘導
- 被災住民の救出、救護
- •給食、給水

3 推移

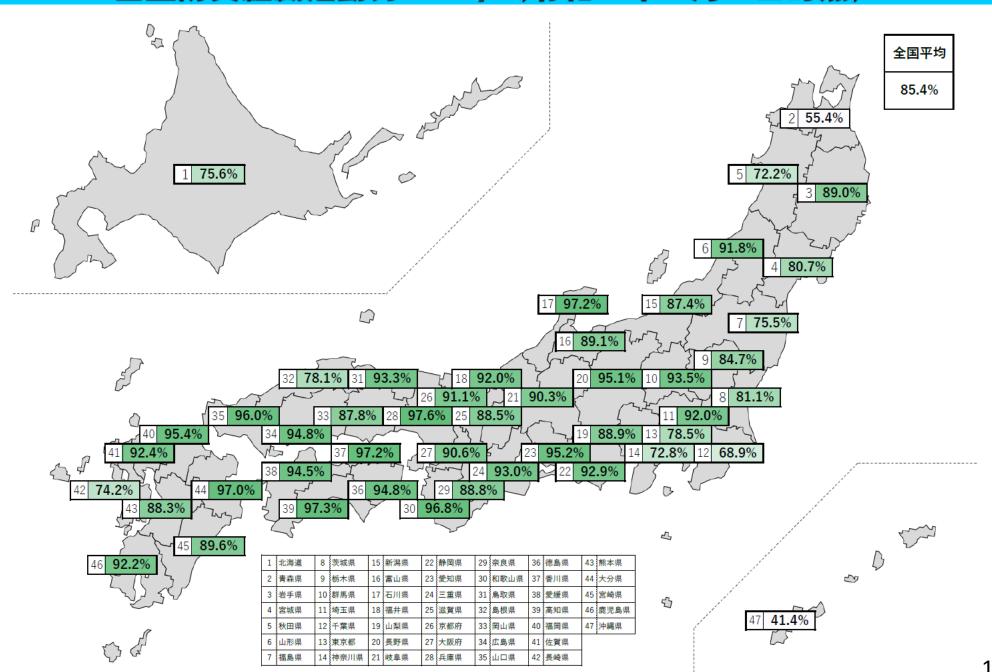
(各年4月1日現在)



自主防災組織活動カバー率(平成14年4月1日時点)



自主防災組織活動カバー率(令和5年4月1日時点)



自主防災組織に関する主な取組

① 自主防災組織の結成を促進するための取組

「自主防災組織の手引」(昭和48年~)

自主防災組織の必要性、組織の結成・運営体制の整備、求められる活動内容、活性化の方策等をまとめた手引を、全都道府県・市区町村へ配付、消防庁HP上で公開。 数度の改訂を行い最新版は令和5年3月発行。

② 自主防災組織等の育成担当者等が、基礎知識を身につけ、能力向上を図るための取組

消防大学校による研修 自主防災組織育成コース (平成16年~)

自主防災組織等の育成担当者を対象に、その業務に必要な知識及び能力の向上を目指す年3回・2日間の自主防災組織育成短期コースを開催。

防災・危機管理 e-カレッジ (平成16年~)

住民や消防職員等の対象者に合わせ、防災知識を体系的に学習できるWEBコンテンツ。消防庁HP掲載。

③ 自主防災組織等の活動の普及を図るための取組

防災まちづくり大賞 (平成8年~)

自主防災組織などの地域の組織が行っている防災に関する優れた取組を表彰し、広く全国に周知・啓発することにより、災害に強い安全なまちづくりを目指す。 阪神・淡路大震災を契機に創設。

防災意識向上プロジェクト (令和5年~)※令和4年度までは「災害伝承10年プロジェクト」として実施

東日本大震災等の被災地で活動した方々等を全国の防災講演会等の語り部として派遣。被災経験談を教訓として全国に広め、市町村の災害対応力の強化や地域住民の防災 意識の向上に寄与。

④ 自主防災組織等の活動の活性化に向けて

自主防災組織等活性化推進事業 (令和5年~)※令和4年までは、「消防団・自主防災組織等連携促進支援事業」を実施。

地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を国費により強力に推進する「自主防災組織等活性化推進事業」を実施し、地域全体の防災力の向上を目指す。また、採択した事業については、全国に横展開を図る。

自主防災組織等のリーダー育成支援事業 (令和2年~)

「教育・訓練カリキュラム」、「研修プログラム例」及び「研修教材」を有効に活用していくための研修会を地方公共団体の自主防災組織等の担当者向けに実施。併せて、 この研修会を受講した地方公共団体の担当者や自主防災組織のリーダー等(アドバイザー)が自主防災組織の構成員等向けに実施する研修会に講師を派遣するなどの支援。

⑤ その他

地域防災力充実強化大会(平成27年~)

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨に則り、地域防災力を向上させるためには、消防機関や行政はもちろんのこと、新たな担い手として期待される女性や若者などをはじめとした地域住民、事業者、医療、福祉、教育など、界層の連携・協力が不可欠であり、地域住民一人一人が、防災についての理解を深めることが重要である。これらの思想を広く国民運動に発展させるために、「地域防災力充実強化大会」を開催。

消防団員・自主防災組織員による防災教育

幼少期から防災意識を高めてもらうとともに、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、小中学校・高等学校等において、消防団員・自主防災組織員が講演や防災 訓練等の体験的・実践的な防災教育を実施する経費に、地方交付税措置。 16

自主防災組織の手引

概要

自主防災組織の必要性、組織の結成・運営体制の整備、求められる活動内容、活性化の方策などを まとめた『自主防災組織の手引』を、全都道府県・市区町村へ配付、消防庁HP上で公開

自主防災組織の手引

一 コミュニティと安心・安全なまちづくり 一

消防庁

- ・昭和48年に初版を発行
- ・数度の改訂を行い、最新版は令和5年3月に発行

掲載内容

- ① 自主防災組織の必要性
- ② 自主防災組織の整備

(結成方策、組織編成、規約例等)

- ③ 自主防災組織の災害種別毎の活動内容
- ④ 連携による自主防災組織の活動の活性化
- ⑤ 優良活動事例 ・防災活動への参加者を増やす取組
 - ・人材の育成と掘り起こしの取組
 - ・防災意識を高める取組
 - 避難行動要支援者対策の取組
 - 避難所運営の取組
 - ・自治体における人材育成の取組

資料編(組織づくりのポイント、統計データ等)

防災まちづくり大賞

・地方公共団体、消防団、自主防災組織、少年・幼年消防クラブ、女性防火クラブ、事業所、小中学校、 高等学校・大学等、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組や防災・減災、住宅防火に関 する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰(総務大臣賞、消防庁長官賞等)し、広く全国に紹介する ことにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施。



(シンボルマーク)

・平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度に創設。

く令和5年度(第28回)受賞団体> ※ 総務大臣賞:3団体 消防庁長官賞:5団体 日本防火・防災協会長賞:9団体 計17団体



○**三重県立北星高等学校** 【R5総務大臣賞/三重県四日市市】

【取組事例】「命の矢印プロジェクト」~要支援者を含む地域との合同避難訓練と「防災の日常化」の取組~

高校生が「率先避難者」として地域住民を巻き込んで避難できるよう、主に以下の取組を実施。

- ・約10年間自主防災組織と合同で避難訓練を実施してきており、令和5年度は、高齢者や要支援者役の地域住民を 高校生がリアカーや車椅子で二次避難場所へ運ぶなど、本格的な地域住民との合同訓練を実施。
- ・同校ボラティア同好会が津波災害時に逃げるべき方向を意識する「命の矢印」シールを学校周辺住民に各戸配布。



【取組事例】全国で展開する移動スーパーのネットワークや機動力を生かした被災地での食品・日用品の供給。 および自治体や警察と連携した見守り活動の実施

株式会社とくし丸と提携スーパー、販売パートナーが三位一体となり、主に以下の取組を実施。

- ・全国1,100台以上の移動スーパーの販売員を通じて、計17万人の高齢者の顧客への声掛けや地域の見守りを実施。
- ・異変や緊急事態があったときは、速やかに社会福祉協議会や市との連携が取れる地域の見守りネットワークを構築。
- ・災害時に自治体の要請を受けて飲料水や食品などの生活必需品の供給を支援できる体制を構築。



【取組事例】地域防災活動のPDCAサイクルが生んだ強力(協力)な共助グループ 〜畠田地区向こう三軒両隣、1人の犠牲者も出さない防災体制〜

高齢者等を含め「誰一人、犠牲者を出さない」防災まちづくりを進めるため、主に以下の取組を実施。

- ・毎年の防災訓練について、PDCAサイクルで内容の検討、反省を繰り返し、ブラッシュアップを図る。
- ・近隣に住む3~8世帯で構築される住民連絡網の「畠田緊急ネットワーク」を構築し、地域全体で緊急時の 避難体制を確立する他、「畠田緊急ネットワーク」の近隣住民の共助グループで避難訓練を実施。





防災意識向上プロジェクト

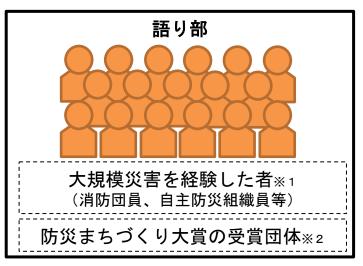
- 市町村(特別区を含む。)における災害対応力の強化や地域住民の防災意識の向上を図るため、大規模災害(地震、風水害等)での活動体験及び防災に知見を有するものを語り部として消防庁が委嘱し、地方公共団体が開催する防災講演会等の講師として派遣。
- ・ 派遣に要する費用(旅費や謝金等の費用)については、消防庁が負担。

【主な講演内容】

- ・東日本大震災等の大規模災害における自身の実体験に関すること
- ・児童、生徒、地域住民等に対する防災教育・啓発に関すること
- ・市町村の防災上の具体的な課題に対する提案
- 防災に関する先進的な取組や優れた取組に関すること

派遣実績 令和元年度 133箇所に派遣 令和2年度 41箇所に派遣 令和3年度 65箇所に派遣 令和4年度 108箇所に派遣 令和5年度 121箇所に派遣 令和6年度 148箇所に派遣 ※令和4年度までは「災害伝承10年プロジェクト」として実施

事業実施のスキーム



- ※1 大規模災害を経験した者は都道府県の推薦に基づ き消防庁から語り部として委嘱
- ※2 防災まちづくり大賞を受賞した団体に所属する者









自主防災組織等活性化推進事業

- 近年、<u>災害が多発化、激甚化している中</u>、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、<u>自主防災組織の活性化</u>が不可欠となっている。
- また、自主防災組織や女性防火クラブ、少年消防クラブの活性化は、**若年層に防災意識が醸成され、将来の消防団の担い手育成に繋がる**などの効果も期待される。
- そこで、**地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を支援し、地域全体の防災力の向上**を目指す。また、好事例については全国的な普及を図る。

自主防災組織等活性化推進事業のイメージ

全額国費(1事業上限200万円)

○ 自主防災組織等の立ち上げ支援・担い手確保



自主防災組織の立ち上げ支援



少年消防クラブの立ち上げ支援

○ 防災教育·啓発事業



災害等体験学習



先進事例研修

○ 災害対応訓練·計画策定



避難訓練



避難所運営訓練



応急手当訓練



地域の防災計画策定

愛媛県松山市 まつやまマイ・タイムライン(施設版)作成事業 (消防団・自主防災組織等連携促進支援事業(令和3年度))

1. 事業の概要

- 過去の災害では、要配慮者施設での逃げ遅れによる被害が発生している。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、各施設では感染予防や避難所としての役割など、災害時に必要な対応が増加している。
- 平成30年7月豪雨で被災した施設の災害対応を学び、福祉施設、小中学校、保育園・幼稚園 が風水害時の行動を事前にまとめる「まつやま施設版タイムライン」を作成した。
- 作成には消防団や自主防災組織も参加し、災害時の活動計画を共有することで、平時からの 連携を深め、災害時には助け合える関係づくりを進めた。

平成30年7月豪雨の被災経験を学ぶ



オンライン会議の様子



完成した「まつやま施設版タイムライン」



2. 事業の成果

- 避難確保計画などの既存の計画を「まつやま施設版タイムライン」に落とし込むことで「見える化」し、施設での災害対応の抜け・漏れ防止が期待できるようになった。
- 「まつやま施設版タイムライン」の作成を通じて要配慮者施設と地域が交流することで、 平時から顔の見える関係づくりが進み、災害時の協力体制を築くことができた。

タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発

- ○令和4年に改定された「防災基本計画」には、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理し た防災行動計画(タイムライン)の作成や必要に応じた見直し、効果的な運用に努めるよう記載されたところ。
- ○これを踏まえ、消防庁から以下の内容を盛り込んだ事務連絡を発出し、周知を依頼。
 - (※「タイムラインの策定・見直し及び住民への普及啓発」(令和4年9月28日 消防庁国民保護・防災部防災課長))
 - ・市町村によるタイムラインの積極的な活用、住民への効果的な普及啓発、自主防災組織と連携したタイムライン策定を行っている事例
 - ・タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置

タイムラインの策定・見直し、 住民への普及啓発に活用可能な支援措置

緊急防災・減災事業(特別交付税)

内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適 債経費に限る。
対象	地方公共団体
措置率	交付税措置:70%

自主防災組織等活性化推進事業

備考

令和7年度まで

内容	・タイムラインの策定・見直しを含む自主防災組織等の活性化の推進に資する経費
対象	地方公共団体

市町村によるタイムラインの積極的な活用、 住民への効果的な普及啓発、自主防災組織と連携した タイムライン策定を行っている事例

三重県紀宝町 タイムラインによる防災対応

- 全国に先駆けた独自のタイムライン策定を平成 23年台風第12号における河川氾濫をきっかけに 試行を経て平成27年に町独自に策定。
- タイムラインの効果(計39回タイムライン運用) H29年台風第21号、R2年台風第14号などで運用。
- ・紀宝町タイムライン防災情報共有システムを整備。

茨城県WEB版マイ・タイムライン作成 システムによる住民への普及啓発

- マイ・タイムラインをWeb上で作成し、スマホ等 の端末に保存できる仕組みを開発。
- ・家庭でのマイ・タイムラインの作成に活用。
- 学校等で、タブレット端末等で作成するなど防災 教育に活用。

まつやまマイ・タイムライン(施設版)

- ※消防団・自主防災組織等連携促進支援事業(令和3年度)
- ・平成30年7月豪雨で被災した施設の災害対応を 踏まえ、福祉施設、小中学校、保育園・幼稚園が 「まつやま施設版タイムライン」を作成。
- 作成には消防団や自主防災組織が参加。





茨城県 WEB版マイ・タイムライン



まつやま施設版タイムライン

自主防災組織等のリーダー育成支援事業

趣旨

令和元年度の「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」において作成した自主防災 組織のリーダー育成に係る教材の有効的な活用に係る研修会を、都道府県又は市町村の自主防災組織 等の担当者向けに実施する。

本研修会を受講した地方公共団体の担当者等(アドバイザー)が「リーダー育成研修会」を実施す ることで、自主防災組織等の活動の中心となるリーダーの育成を促進する。

事業スキーム

消防庁

1開催希望提出



②教材の有効的な活用に 係る研修会の実施

都道府県 市町村



自主防災 組織等

③アドバイザーによる リーダー育成研修会の実施

事業実績

対面又はオンラインにより実施

令和2年度:4回

(4 府県(70市町村等))

• 令和 3 年度: 12回 (14道県(287市町村))

令和4年度:5回

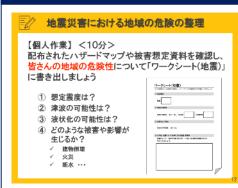
(24都府県(270市町村等))

· 令和 5 年度: 13回 (23都道県(12市町))





研修教材(イメージ)



【事例】実際の災害時における共助 ■地域ぐるみでの避難体制 ○ 平成30年7月豪雨で土石流による被害を受けたが、住民で支え合っ 知うジオの設置や民生委員等 による高齢者・障がい者の避難 参考: 四関者「平成10年7月京田を成またた本書・土鉄及客からの連携のあり方について(報告)(参考資料)

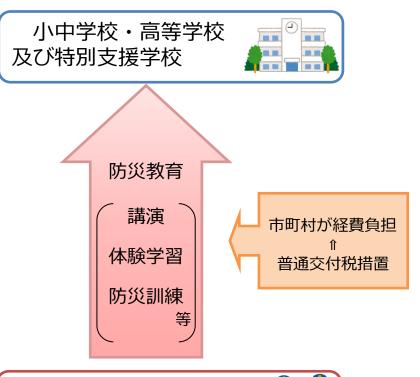
[URL]

https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei007.html 23

消防団員・自主防災組織による防災教育

事業概要

- ・令和3年3月25日に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に消防団員・自主防災組織による防災教育の推進が明記。
- ・幼少期から防災意識を高めてもらうとともに、将来の消防団等の担い手育成を行うため、文部科学省と連携し、「児童生徒等に対する 防災教育の実施について」(令和3年12月1日付け通知)を発出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員・ 自主防災組織員が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう要請。
- ・地方交付税措置や消防団の力向上モデル事業、自主防災組織等活性化推進事業の対象とするなど取組を支援。



消防団·自主防災組織



消防団による授業(島根県松江市)

・ 消防団員が、小学校を訪問 し、消防団の役割や組織のこ となどに関する座学での説明、 車両・資機材の見学、質問へ の対応等を行う。



自主防災組織による防災教育 (愛媛県松山市)

・ 自主防災組織員が小学校や 児童クラブで、「防災まち歩き」や「防災出前教室」の際 に地域の特徴や過去の災害からの教訓について指導を行う。



全国少年消防クラブ交流大会の開催

将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「全国少年消防クラブ交流大会」を実施。

【運営体制】

主催:総務省消防庁、共催:開催都道府県・市町村、(公財)日本消防協会、(一財)日本防火・防災協会

<令和6年度全国少年消防クラブ交流大会>

日程 : 令和6年9月14日(土)~15日(日)

・開催地 : 兵庫県神戸市 ・参加クラブ: 6 4 クラブ程度

内容 : (1日目)オリエンテーション、参加クラブ紹介

(2日目)合同訓練

令和2~4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。

年度	大会種別	開催地
H24	東日本大会	岩手県
H25	西日本大会	徳島県
H26	全国大会	台風により中止
H27		徳島県
H28		宮城県
H29		徳島県
H30		千葉県
R1		徳島県
R5		鳥取県
R6		兵庫県







25

(交流会) (合同訓練)

防災教材の作成(わたしの防災サバイバル手帳)

消防庁では、子どもたちの防災意識啓発のため、災害種別ごとに自分の身を守るための知識や応急手当のやり方などをまとめた「わたしの防災サバイバル手帳」を作成。



○コンテンツの内容(災害から身を守ろう!地震編)



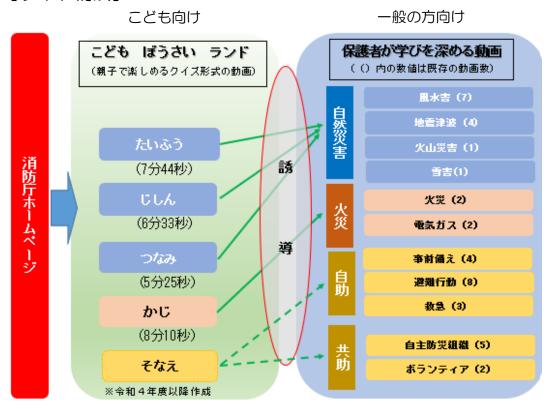
【わたしの防災サバイバル手帳(消防団オフィシャルウェブサイト)】

https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/activity/education/bousai/survival/

防災・危機管理 e-カレッジ

消防庁では、インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供するため、 消防庁ホームページにおいて防災・危機管理e-カレッジを開設しています。 令和3年度においては、子供向けの学習サイトである「こども ぼうさい ラン ド」のリニューアルを実施し、サイトの魅力向上を図りました。

【サイト構成】



【トップページデザイン】



[URL]

https://www.fdma.go.jp /relocation/e-college/



5 自主防災組織の活動事例

1. 静岡県袋井市 上山梨連合自主防災隊

● <mark>人口の約4割が参加</mark>する防災訓練



防災訓練の様子

- ・消防団・中学校・地元企業・民生児童委員など常日頃から協力関係にある。
- ・<mark>防災会議を毎月開催</mark>。
- ・地域の人口3,500人のうち、1,300~1,500人が防災訓練に参加。 学校側との連携を図ることで、生徒や保護者の参加者が増えている。
- ・自主防災組織では「地震・風水害対策の取組計画書」「風水害の心構え」等を独自に作成 し全戸配布。住民へ意識啓発を行っている。
- ・地区全住民の名簿を作成し「自主防災カード」として救護所と避難所で管理。災害時には住民がカードを受け取り、カードが残っていれば、至急確認が必要なことが解る仕組み。
- ・防災会議及び防犯会議、防犯パトロール等の諸会議には、<u>小・中・高校生のPTA役員を率</u> 先して参加できる体制をとることが大切である。また、訓練時の参加要請は、<u>各戸別にチラ</u> **シ等を配布**して、防災訓練参加の必要性について、呼びかけを行っている。

2. 大阪府八尾市 美園地区自主防災組織

●女性を主役にすることで活性化した防災活動



情報誌「やおキラ」

- ・女性の社会進出が進んだとはいえ、まだまだ家庭には女性が残っていることから、地域防災の力として女性の力が大きいと考え、女性にウエイトを置いた防災訓練を実施。放水などの初期消火訓練では、女性に重点を置き訓練を実施。
- ・過去の災害時における避難所運営で、避難している女性への配慮が欠けている話を講演会等でよく聞くことから、女性の立場に立った防災活動の必要性が高まった。
- ・<u>可搬式ポンプによる放水訓練</u>などでは、<u>男性よりも積極的に楽しみながら取り組んでいる例が</u> **多い。**
- ・「自分の家を守る」ことの延長として、地域の防災に取組む例が多いと感じており、<u>一旦参加した場合には、継続して参加されることが多く、会議などでも自分の意見を述べる方も多く、組織の活性化につながっている。</u>

3. 東京都昭島市 つつじヶ丘北防災協議会

●マンション管理組合との連携による地域コミュニティの活性化



安否確認訓練の様子

- ・マンネリ化した訓練から脱却するため、<mark>管理組合と自治会が連携して協議会を結成</mark>。
- ・<mark>周辺マンション自治会と連携して「安否確認ステッカー」を作成・全戸配布</mark>。 また、居住者全員にネームプレートを作成・配布し、防災訓練や地域活動の際に身につ けてもらう。
- ・合同防災訓練に<u>近隣中学校を巻き込み</u>、中学生時代の3年間、防災を経験させることで、 将来の防災に担い手や地域防災リーダーになることを期待。
- ・14の棟別に防災隣組が組織化され、それぞれ10名前後の役員が、平時の備えと災害時 の対応について話し合いを始めており、防災意識が一気に向上した。

4. 東京都中央区 日本橋三丁目西町会

●「動ける人員」の確保に向けた事業所との連携



提携企業と合同の地域総合防災訓練(心肺蘇生法)



提携企業と合同の地域総合防災訓練 (担架を用いた傷病者の搬送)

・地域の企業15社と協定を結び、防災活動に必要な動ける人員を集めている。 でいる。 提携企業には、避難場所となるビルを管理している不動産会 社のほか、防災倉庫を無償で提供している企業もある。

①防災活動への参加者を増やす取組

- ・有事の際は、あらかじめ決められた場所の「災害対策本部」を設置 し情報収集を行い、消防署等に伝達することとしている。
- ・年10回程度の会議のほか、毎年9月に道路を封鎖し、防災訓練を実施している。
- ・住民の防災意識だけでなく、連携企業の社員の防災意識も高めることとができ、地域全体の防災力向上に貢献している。 30

1. 神奈川県横須賀市 公郷台自治会自主防災組織

● <mark>地域にいる専門人材を活用</mark>した人材の育成





専門人材との地域連携防災訓練

- ・<mark>町内に潜在する災害対応専門人材や、災害時に協力してもらえ</mark>る事業者を、同自主防災組織の「防災人材バンク」に登録。
- 平常時はそれぞれの<u>専門分野からアドバイザー役</u>として、<u>災害</u> 発生時は貴重な戦力として協力体制を構築。
- ・登録者には、消防職員や看護師・介護士、工務店や水道工事店がいる。
- ・登録者である専門人材の存在は大きく、災害時には貴重な戦力となるばかりでなく、警察関係者は警備班、自衛官は給食・給水班等、それぞれの専門人材から随時アドバイスがもらえる。これにより、各班がスムーズに活動できること、新たな人材の育成が進んでいることで、自主防災組織の強化につながっている。

2. 東京都杉並区 グランドメゾン杉並シーズン管理組合防災会

● <mark>マンションにおける人材育成</mark>の仕組みづくり



防災委員、副防災委員、フロア担当の内訳(平成28年度現在)

- マンションの各棟・各フロアで、防災担当者を選出し、育成を図っている。
- ・全住民が防災活動を担うために、任期は1年交代。
- ・H29現在、防災担当者経験者が世帯の半数を超え、残り数年で全世帯が経験する ことになる。住民全員が何らかの防災の役割を担い経験することを目標としている。
- ・東日本大震災後、防災意識の高い住民から、<u>震災体験を話し合うミーティングを</u> <u>提案</u>したところ、集会室が一杯になるほど参加し、帰宅困難や家具転倒などの体験 談が話し合われ、<u>急速に近隣関係が深まった</u>。
- ・「無事です」マグネットシートの掲示による安否確認訓練を実施。80%の家庭が掲示に協力した。 31

3. 神奈川県藤沢市 御所見地区防災組織連絡協議会

●隣接する地区を巻き込んだ人材の育成



藤沢市遠藤・御所見地区合同防災リーダー講習会の様子

- ・市の**自主防災リーダー研修を、隣接地域も巻き込み**、着実に自主防災活動のレベルを 図っている。
- ・研修内容は、講話、AEDの取り扱い、心肺蘇生法、三角巾の使い方、炊き出し訓練、 非常食の試食(昼食)、消火器取り扱い訓練、ロープの結び方、簡易救助器具の取り扱い 訓練(チェーンソー、エンジンカッター)など災害に役立つもの。
- ・大手メーカーでTQC活動によって現場を育ててきたリーダー経験が、隣接地域や自治体、災害ボランティアとのスムーズな連携や、人材育成、組織作りに活かされている。
- ・地区合同で防災リーダー講習会を実施することで、地区間の連携意識を形成。

4. 香川県丸亀市 かがわ自主ぼう連絡協議会

●県域レベルの連絡協議会による「防災ノウハウ」の伝授



子供たちへのマップづくり指導の様子

- ・「防災ノウハウ」の提供に特化した組織。
- ・3ヶ月に1度、**消防本部から夜間に研修を受ける**ことで、防災に関する知識や技術を蓄えた。**研修は3年ほど続き、「もう教える事がない」と言われるまでになった**。これらの研修を通じて得られた知識や技術を活かし、訓練の企画、資料作成、技術指導を行っている。
- ・<u>直近10年間で約450の県内自主防災組織に対して避難所運営訓練や家具転倒防止訓練</u> <u>等を実施</u>しており、参加者は20人から1,000人までと幅広い。
- ・県内教育機関に対しても約180回の研修を実施している。**幼稚園・保育所**では紙芝居による啓発研修やダンボールを活用した小部屋作り等を行い、<u>小・中学校</u>では家具転倒防止やAEDを使用した心肺蘇生法等の教育、<u>高校・大学</u>では学生が即戦力となるよう、要配慮者避難支援や高度な土のうの積み方、無線機による情報伝達方法等を指導している。

自主防災組織等の活動事例「自主防災組織の手引き」から抜粋

1. 埼玉県新座市 石神自主防災会

●子どもも楽しめる訓練で高まる地域の防災意識



石神町会 震災対策マニュアル

- 「震災対策マニュアル」を2年半かけて策定。
- ・策定には、**自治会防災担当者、ボランティア、現役消防官、消防団員等を巻き込み**、民間 企業で防災マニュアルを作成していた役員を含む町会防災部、福祉部役員が中心となった。
- ・何度も話し合いを行うことを通じて、地域内に防災の知見が豊かな「防災先進層(防災オ **タク)」が増え、次の担い手として期待できる人材が誕生するという副次的な効果**があった。
- ・こうした防災先進層が育成されている一方で、地域住民の訓練への参加を促進するために 誰もが参加しやすく、楽しめる訓練の実施に取組んでおり、防災先進層によるより実践的な 訓練とするべく、訓練内容の充実を図っている。

2. 愛知県豊橋市 野依校区防災会連絡協議会防災訓練等実施検討小委員会

●学校を中心に広がる地域防災の輪



親子ウォーキングの様子

- ・より多くの町民に参加してもらえるイベントとして、親子ウォーキングを実施。
- ・ウォーキング時は通学路の危険箇所の把握、こども110番の位置確認、街頭消火器の位置 確認を行う。親子ウォーキング時、ウォーキングコースの見守り担当として、女性防火クラ **ブ等の地元団体のメンバーが参加**し、自治会だけでなく、多くの地元団体が協力している。
- ・地域のごみゼロ運動と同時に安否確認訓練を行うことで、町民の9割の参加を実現するな ど参加者を増やす丁夫をしている。
- ・校区自主防災会でHUGを検討小委員会と消防団、女性防火クラブ合同でDIGを実施し た。その上で、校区防災訓練を自治会・**消防団・**警察・女性防火クラブ・各種コミュニティ 委員会と実施した。
- 「この道は暗いから、明りをつけたほうがいい」という意見が子どもからあがった。親子 で参加することで、大人では気づかないような意見を得られた。

自主防災組織等の活動事例「自主防災組織の手引き」から抜粋

3. 三重県名張市 中央ゆめづくり協議会

●身近な食をテーマにした防災意識の啓発



ゲームを通じて参加者が考案したサバイバルクッキングメニュー

- ・**食を通じた様々な工夫で啓発活動**を行っている。
- ・「サバイバルクッキングゲーム ~防災カードゲーム~」は、部会員が考案したオリジナルの防災カードゲームで、家にある食材をカードにし1日3食1週間の食事を考えてもらう。 食材はあってもライフラインが稼動していないことを想定してもらい、準備すると便利なものは何かに気付いてもらう。 家庭内備蓄について家族全員で考える食の防災訓練となっている。
- ・当地域は子育て世代が多く、昼間、女性が地域内に滞在しているため、「食」というアプローチから女性にも防災に興味を持ってもらえるよう、様々なかたちの啓発活動を展開している。

4. 福井県福井市 円山地区自主防災連絡協議会

●地域の各種団体が主催するイベントを活用した防災啓蒙活動



どんぐり児童館防災教室における啓蒙活動

- ・地域で行われるイベントに合わせて、防災啓蒙活動を実施。さらに、運営スタッフとしても支援。内容は、防災サバイバルゲーム、夏まつりでの射的イベント、介護老人福祉施設が避難訓練へ参加、疑似体験展示、児童に対し防災啓蒙活動をなどを行った。
- ・<u>避難所運営委員会の役員</u>は、連絡協議会だけでなく、自治会連合会、まちづくり協議会、消防団、こども会育成会、社会福祉協議会、ボランティア団体、体育振興会、社会教育振興会、防犯隊の各トップが就いており、「オール円山」で**団体間の絆が自ずと強くなるような組織**となっている。
- ・直接防災と関係のない会議等で、他団体の出席者から防災に関する話題が出てくるようになった。イベントへの参加を通じて、各団体のキーマンとのつながりが強くなった。

④<mark>避難行動要支援者対策の取組</mark>

1. 宮城県仙台市 福住町町内会

●震災時に迅速な安否確認を可能にした「重要支援者名簿」の作成



名前入り地図

- ・高齢者や障害者等から「重要支援者」を抽出し、子どもが見てもわかる地図入りの名簿作成。名簿は、家族構成だけでなく、緊急連絡先、ペット飼育の有無まで記載。また、日常的にも重要支援者宅の見守りを実施。
- ・<mark>東日本大震災では、日頃の見守りや訓練を通じて重要支援者名簿の内容を役員が覚えていた</mark>ため、 <u>避難所へ向かう途中で重要支援者宅を回り、全員無事</u>であった。
- ・名簿作成に賛同が得られたのは、日頃の近所づきあいや、夏祭り、防災訓練などコミュニケーションが上手くいっていたためと考えている。
- ・有事の際に担当が不在でも即戦力となるよう、どの役員も会長の任に着き、指揮発令できるよう訓練をしている。

4. 長野県白馬村 堀之内区自主防災組織

●要配慮者への支援ネットワークを構築する「災害時住民支え合いマップ」の作成



災害時住民支え合いマップづくりの取組

・地域の支えあいマップの作成を通じて、誰が誰の安否確認を行うという役割分担について、 対象者(要配慮者)、組長、民生委員等を中心に調整が行われ、それぞれの対象者(要配慮 者)に対して、支援者を特定し、マップ上に表示していた。

こうした活動によって、常日頃より、住民間で災害時の安否確認に対する意識が高く、さらに、マップの対象者には、常日頃から、**民生委員を中心とした見守り活動が行われていた**。

- ・<mark>平成26年11月</mark>に最大震度6弱が観測された<mark>長野県北部を震源とする地震</mark>の発生時には、当時、作成していたマップは、倒壊した公民館の下敷きになり活用することはできなかったが、 日頃から顔の見える関係が出来ていたので、円滑に安否確認や避難支援が行うことができた。
- ・自治会役員と民生委員と連携して実施したため、地域内で災害時等に避難支援が必要な要配慮者を網羅することができた。 35

3. 千葉県柏市 西山町会防災会

●避難行動要支援者も含めた実践的な避難訓練



被害想定の札(家屋損壊)



ダミー人形(負傷者)

- ・災害時に実働できる防災組織にしなければならないという思いと、その ためには災害時をどれだけイメージできるかにかかっていることから、可 能な限り実際の災害現場に近い訓練を実施。
- ・5回目以降の訓練では、市の避難行動要支援者の支援制度の登録者を含む全戸安否確認訓練を実施した。無事だった際に玄関先に掲げてもらう「無事ですカード」を作成し全戸配布することで、カードが掲げられていない住宅を重点的に確認すれば良く、安否確認の時間短縮と安否確認者の負担軽減につながっている。同時にダミー人形や絵による被害札を使用した被害想定も置き、現在に至る。
- ・<mark>毎年安否確認訓練</mark>を行っていることで、<mark>住民の意識が「災害時のご近所</mark> の安否確認、本部報告は当たり前のこと」へと変化してきている。

自主防災組織等の活動事例「自主防災組織の手引き」から抜粋

1. 三重県津市 南が丘地区自主防災協議会

●小中学生を巻き込んだ避難所運営訓練



夏祭りでの発電機体験

- ・地域住民が中心となり小中学校・行政と協働して避難所を運営。
- ・毎年繰り返し実施する啓発や訓練には、小中学校の先生、小学生、中学生だけでなく、 数年前からは民生委員、体育振興会とも連携し、防災だけでなく各種行事等を一緒に実施。
- ・H25からは、南海トラフ地震発災時に当地区に避難してくる他の地区の防災関係者や住民と一緒に避難所運営訓練を実施。
- ・避難所の運営ルールが決められていなかったことから、<mark>自主防災協議会の役員で避難所</mark> <mark>運営マニュアルを作成</mark>。
- ・<u>自治会長や役員の交代(任期1年)の度に、様々な啓発活動や研修会を実施</u>することにより、<u>地区内の体験者数を増やし</u>、発災時に協力してもらう人材育成を行っている。

2. 宮城県石巻市 新橋町内会自主防災会

●東日本大震災における避難所運営の教訓



石巻工業高校

- ・<mark>東日本大震災</mark>では、在校生・職員200人のほか、住民と近くから緊急避難してきた人などを合わせると、約1,000人という想定を大きく超える避難者数になった。
- ・学校以外の住民等を新橋町内会自主防災会が対応したが、マニュアル等が無かったため、 **防災訓練等で得た知識を活用し、その場でルールを定め**ながら、学校関係者と協力しなが ら運営にあたった。
- ・1人の犠牲者も出さなかった背景には、震災の前年の自主防災会の設立から防災倉庫の設置、防災訓練を実施したことによって、住民の防災に対する考えが根付き始めていた。 とと、役員だけでなく、多くの避難者・住民が自ら自助・共助の精神で積極的に対応にあたってくれるなど協力的だったことがあげられる。

自主防災組織等の活動事例「自主防災組織の手引き」から抜粋

3. 熊本県熊本市 一新校区第8町内自主防災クラブ

●地域のつながりが実を結んだ避難所の運営



本部連絡用ボード

- ・<u>熊本震災発生前から、消防団と自治協議会が共催</u>で校区合同災害フェアを行い、各町内で<mark>ハザードマップ作り</mark>も行っていたため、<u>住民の災害への意識は高かった</u>。各種団体間の 共催事業も多く、交流が盛んな地域で<u>住民の顔が見える地区</u>であったため、<u>熊本地震</u>では、 比較的早く安否確認ができた。
- ・一部の避難所が利用できなかったことにより、想定以上の避難者を受入れた。
- ・避難者、在宅者の安否確認は、日ごろから顔の見える町だと信頼関係も強く、安否情報 を早く共有でき、避難者は団体役員が対策本部に常駐していたので安心して避難生活を送 ることができた。

4. 熊本県益城町 広安西小学校

●長期の避難所運営を支えた「大臣制」による役割分担の明確化



「大臣」任命の付箋

- ・<mark>熊本地震</mark>では、避難所運営を、町に代わり学校が担った。「毎日頑張っている先生の姿を見て、私たちもそれぞれ出来ることをやろう」という「避難者自治」という機運も生まれた。
- ・特に、トイレや手洗いの不便等の**衛生面には気を配った**。手ふきシートやアルコール消毒液、こまめなトイレの清掃等が行き届いているか、常にチェックを怠らなかった。その結果、**同校からは一人も感染症や食中毒者を出すことはなかった**。
- ・「大臣制」による仕事の明確な分担化により、任せられた役割に責任を持つ。また、総理大臣(校長)は担当職員に任せた仕事の進捗状況を見て、個々に評価する。これにより、 仕事の分担が明確になり、担当職員は指示を待たずに主体的に仕事を遂行できるように なった。

1. 宮城県仙台市

●地域防災リーダー養成講習会



養成講習会の様子(実践訓練)

- ・H24より仙台市地域防災リーダー(以下「SBL」という。)を養成。
- ・講習カリキュラムは、ハザードマップ等の活用により、自分の地域の自然環境と社会環境 を把握するための方法を学ぶ**「自分の住んでいる地域の特性を理解」する研修が特徴**。
- ・講習会の開催頻度は、年度毎のSBLの養成人数によって左右されるが、<mark>必ず2日間の研修を実施</mark>している。講師は、市職員の仙台市地震防災アドバイザーをはじめ、消防局に所属する消防隊員、大学教授、防災士等が担っている。
- ・これまで町内会長等が担っていた防災活動の企画運営を、防災知識や技術を有したSBL が中心となって実施することで、**町内行事等と同時に対応していた町内会長等の負担を軽減**。

2. 東京都国分寺市

●市民防災まちづくり学校



市民防災まちづくり学校の講座の様子

- ・S53より「市民防災まちづくり学校」を開校。これまで1,200人超が修了。
- ・受講者と既に学校を修了した地域住民とが交流をしたり、各地域での活動について先輩 防災リーダーから経験やノウハウの話を聞く講座を設けたりすることで<mark>受講者が修了後、</mark>

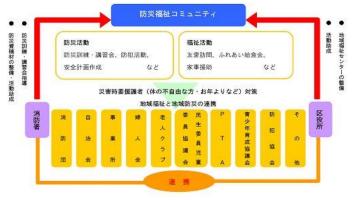
スムーズに地域の輪に入り、活動をすることができるようにしている。

・市では地域で活動する自主防災組織を「防災まちづくり推進地区」として指定した上で、協定の締結を行っており、現在14地区となっている。同地区には専門のコンサルタントを派遣し、地区防災計画を策定することで、更なる地域防災力向上に努めている。

自主防災組織等の活動事例「自主防災組織の手引き」から抜粋

3. 神戸市消防局

「市民防災リーダー研修」、「防災マネジメント研修」



神戸市防災福祉コミュニティ組織図

- ・H8から、<mark>地域において率先して防災活動を実践できるリーダーを育成</mark>してい くことを目的に<mark>「市民防災リーダー研修」</mark>を実施。
- 年1回、各消防署で実施している。年間約800人を養成しており、平成27年度 末までの累計は約16,000人。
- · 「防災マネジメント研修」は、災害時に組織的な活動を実施することができる 統括防災リーダーの養成を目的に、自主防災組織の役員等を対象に、平成26年 度から実施。

消防局予防部予防課が事務局となり、行政区等ごとに年間計6回の計画で実施。 年間約300人を養成しており、平成28年度末までの累計は約900人。

4. 松山市消防局

●実践的学生リーダー育成プログラム



実践的学生防災リーダー育成プログラム

- ・H26に一般向けに防災十養成講座を開設。H27から大学の教育課程に発展。
- ・4年間の教育課程の中で、防災士の資格を取得し、**防災に関する知識と実践力** を身に付けた大学生(防災リーダー)を育成し、就職後も地元の地域や企業で

地域防災をけん引する人材となることを目的としている。市内の4大学で実施。

・防災士資格取得後、NPO団体「防災リーダークラブ」に地域防災の充実強 化に関する業務を委託して、地域や企業との関わりの場を提供している。市と 大学が協力して、地元企業への就職支援を行っている。

5. 北九州市

●みんな de Bousai 人材育成事業



北九州市立大学の授業科目 「地域防災への招待」

- ・<mark>北九州市立大学の授業科目(前期講座)のひとつに「地域防災への招待」を設置</mark>。また、 市内の他大学の学生も参加できるよう「公開講座」も開催。
- ・<mark>受講した大学生</mark>には、防災の知識等を学んだ<mark>活動の場(フィールドワーク)として</mark>、各地区で開催されている「地区Bousai会議※」への参画を市が支援。
 - ※地区Bousai会議とは、地域住民が防災をテーマに主体的に会議を設置運営するにあたり、 市がファシリテーターの派遣やコンサルタントによる地区防災計画の策定支援を行うもの。
- ・このように、人材の育成(学び)と活動の場(実践)をリンクさせた取組となっている。
- ・大学生が会議に入ることにより、「若者」「よそ者」効果で地区防災計画の会議が活性化にもつながっている。

【参考】消防庁ホームページ(自主防災組織関係)



▼ 本文へ

▶ リンク集 ▶ English ▶ ご意見・ご感想 文字サイズ

キーワード検索 Q

ホーム

報道発表等

災害情報

消防庁の役割

消防庁について

審議会・検討会等

刊行物

総務省消防庁 > 消防庁の役割 > 地域の防災力を高める > 地域防災を支える自主防災組織等の育成

地域の防災力を高める

地域防災を支える自主防災組織等の育成

- 自主防災組織等の取組への支援
- 災害伝承
- 自主防災組織等のリーダー育成研修会
- 自主防災組織の手引(令和5年3月)
- 防災まちづくり大賞
- 少年消防クラブ



<自主防災組織関係(消防庁ホームページ)> https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/